

⑪ 入所決定後および利用中の注意事項

●入所に向けての準備

4月入所の人は、市から保護者あてに入所承諾書を送付した後、施設から郵送または電話による案内がありますのでしばらくお待ちください。

年度途中入所の人は、市から保護者あてに入所決定の電話連絡をした後、保護者から施設へ連絡していただき、入所説明等を受けてください。

●入所当初の保育時間(ならし保育)

初めて集団保育を経験する児童もいます。生活環境の変化から疲れを感じることも考えられるため無理なく少しずつ慣れるよう、個々に相談させていただきますので、ご協力をお願いします。

0歳児については、家庭での保育状況等をお伺いするため、入所後数日は、保護者または日ごろ育児にたずさわっている人の付き添いをお願いします。

●入所辞退について

入所を辞退する場合は、30ページの「入所辞退届・入所選考取下届」を提出してください。

●利用中の注意事項

①家庭の状況や保育を必要とする事由に変更があった場合

入所している施設に「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」を提出してください。

※児童1名につき1枚必要です。

※保育を必要とする事由に変更があった場合は、それを証明する書類も提出してください。

※保育時間の変更を伴う場合は、必ず前月中に提出してください。

②勤務先や就労内容に変更があった場合

入所している施設に「就労証明書」を提出してください。

③市外へ転出する場合

転出する予定がある場合は、事前に保育幼稚園課までご連絡ください。

市外に転出した場合は、その月の末日までの入所となります。

※1日付けの転出は前月末までの入所となります。

④退園手続きについて

入所している施設に「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」を提出してください。

退園日は15日または月末となります。

※月途中退園時の保育料については11ページの「月途中の入退所と全日欠席の保育料について」をご覧ください。

⑤妊娠・出産事由終了後の利用継続について

求職活動以外の保育を必要とする事由がある場合、継続することができます。

育児休業取得により継続する場合は、その旨が記載された「就労証明書」を提出してください。

両親それぞれ育児休業を取得される場合は取得時期によって短時間認定として取り扱います。

⑥認定こども園における認定区分の変更について

入所している施設に「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」を提出してください。

※認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能をあわせ持ち、保護者の就労等の状況により、認定区分（教育認定・保育認定）を切替え、継続的に通園できるところが特色です。

※認定区分の切替えは、入所してから1か月後から可能とします。

例：令和8年4月に保育認定で入所 ⇒ 令和8年5月から教育認定に変更可

※必ず前月中に提出してください。

※私立園では、認定区分ごとの利用定員により、切替えが難しいこともあります。

◎「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」「就労証明書」の様式は、各施設にあります。

12 保育時間について

●保育時間の種類

	短時間保育	標準時間保育
保育時間	8時30分～16時30分	7時～18時 ※開所時間は各施設にご確認ください
保育を必要とする事由	就労（月120時間未満）、 求職活動、育児休業中 ※月120時間未満の就労でも、恒常的に短時間保育の時間内での送迎が困難と認められた場合は、標準時間保育を選択することができます。	左記以外 ※短時間保育の時間内での送迎が可能な場合は、短時間保育を選択してください。

※クラスを主体とした保育は、8時30分から15時30分となります。

※0～2歳児の保育料は、短時間保育と標準時間保育で異なります。

※短時間保育認定の児童が、上記保育時間を超えて利用した場合は、延長保育料がかかります。

●土曜保育

保護者の勤務の都合などにより、土曜日にご家庭で保育ができない場合は、土曜保育を利用していただくことができます。ただし、可能な範囲でご家庭での保育にご協力をお願いします。

※認定こども園めぐみの園幼稚園、（仮称）認定こども園ときわ幼稚園は実施しておりません。

●延長保育

保護者の勤務の都合などやむを得ない事情により、保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。

令和8年度に実施を予定している保育施設と延長保育時間は以下のとおりです。

延長保育時間	延長保育実施園
18時～19時	公立：下野こども園、四日市中央こども園 私立：にじのはな保育園、浜田保育園、ローズ幼稚園、海山道保育園、大谷台保育園、あがたが丘保育園、ひよこ保育園、陽光台保育園、こっこ保育園、西浦保育園、河原田保育園、ことり保育園、内部ハートピア保育園、たいよう保育園、日永ハートピア保育園、高花平こども園、かわしまこども園、いずみこども園、愛華こども園、愛育こども園、みのりこども園、認定こども園フジ保育園、水沢こども園、三重こども園、よっかいちひばり認定こども園、くまだこども園、きしだこども園
18時～20時	私立：日の本保育園、ひのもと第二こども園、（仮称）どんぐりこども園、たいすいこども園、たいすい中央こども園、たいすいノースこども園

※延長保育の利用を希望する場合は、事前に、料金や対象年齢など上記実施園にご確認ください。

※職員体制の都合等により、延長保育時間は変更となる可能性があります。

●休日保育

日曜日・祝日等において、恒常的に仕事等により（冠婚葬祭等の一時的、緊急的な場合は除く）ご家庭で保育できない保護者のために、休日保育を実施しています。

令和8年度に実施を予定している保育施設は以下のとおりです。

休日保育実施園	私立：西浦保育園、日の本保育園、こっこ保育園
---------	------------------------

※事前に利用登録が必要となりますので、入所中の保育施設または保育幼稚園課へお尋ねください。

※入所当月は利用できません。また、定員都合の関係でご利用いただけない場合があります。

13 保育料および給食費

- ・0～2歳児クラスの保育料は、児童と生計同一世帯の保護者の市民税額(市町村民税額)の合計額に基づき算定します。なお、給食費(主食費・副食費)は保育料に含まれます。
- ・3～5歳児の保育料は、幼児教育・保育の無償化の実施により無償となります。ただし、給食費(主食費・副食費)は無償化対象外のため、保護者負担となります。
- ・全年齢とおして、延長保育料や保護者会費等は、保護者負担となります。

A. 0～2歳児の保育料について

●保育料の算定について

- ・0～2歳児クラスの保育料は、児童と生計同一世帯の保護者の市民税額の合計額に基づき算定します。下表のとおり、4月分～8月分は前年度の市民税額、9月分から翌3月分は当年度の市民税額に基づき算定します。 ※「保育料基準額表」は14ページにあります。

令和7年度		令和8年度	
4月～8月	9月～3月	4月～8月	9月～3月
令和6年度市民税額を 基に算定	令和7年度市民税額を基に算定		令和8年度市民税額を 基に算定

- ・保育料算定時に、住宅ローン控除・寄付金控除(ふるさと納税等)・配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等の税額控除は適用されません。そのため、実際にお支払いいただいている市民税額と、保育料等の算定に用いる市民税額は異なる場合があります。
- ・児童の祖父母と同居(同一住所別世帯を含む)しており、保護者(父母)の収入合計額が103万円以下(所得38万円以下)の場合、児童の祖父母のうち市民税額の高い人を保育料の算定に含みます。

●第2子半額について

- ・入所児童と生計を一にする兄弟であって、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援等を利用しているものが1名いる場合、**第2子目は半額**となります。
※兄弟が、企業主導型保育事業や児童発達支援等を利用している場合は、「施設在所証明書」を提出してください。
※兄弟が小学校に入学した場合、半額は適用外となります。
- ・年収360万円未満相当世帯は、年齢に関係なく第2子目は半額となります。
※年収360万円未満相当世帯とは、市民税所得割額57,700円以下の世帯(ひとり親世帯は市民税所得割額77,100円以下の世帯)になります。

●月途中の入退所と全日欠席の保育料について

- ・月途中で入退所する場合は、次のとおり日割り計算となります。
[月額保育料 × 在籍期間中の開所日数(当該日数が25日を超える場合は25日) ÷ 25日]
※原則、月途中の退園は15日付け、月途中の入所は16日付け
- ・1ヵ月全日欠席した場合は、月額保育料の7割負担となります(いったん、お支払いいただいた後の返金となります)。
- ・保育料額に10円未満の端数が生じた場合は、端数は切り捨てとなります。

●保育料の決定(変更)通知について

- ・4月入所の人は、3月下旬に郵送します。
- ・年度途中で入所される人は、入所月の前月下旬に郵送します。
- ・9月分以降の保育料については、8月下旬に在籍園を通してお渡しします。
- ・その他、保育時間の変更や世帯状況の変更等で保育料に変更が生じた場合は、随時、在籍園を通してお渡しします。

B. 3～5歳児の給食費について

●公立保育所・認定こども園の給食費

	主食費 (ごはん・パン代)	副食費 (おかず・おやつ代)	合計
公立保育園・認定こども園 (保育認定)	900 円	3,700 円	4,600 円
公立認定こども園 (教育認定)	900 円	2,700 円	3,600 円

※公立園の給食費は、1ヵ月全日欠席した場合は0円、10日以上連続で欠席した場合は半額となります(いったん、お支払いいただいた後の返金となります)。

●私立保育所・認定こども園の給食費

私立保育所・認定こども園の給食費は、各施設へご確認ください。

●副食費免除

第3子以降や一定収入以下の世帯(年収360万円未満相当世帯※)、生活保護世帯、里親は、副食費が免除となります。

※年収360万円未満相当世帯とは、市民税所得割額57,700円以下の世帯(教育認定、ひとり親世帯等は市民税所得割額77,100円以下の世帯)になります。

※世帯等の考え方は、11ページの「●保育料の算定について」を参照してください。

C. 保育料と給食費(副食費のみ)の減免について

●第3子減免

入所児童と生計を一にする兄弟が2名以上いる場合、**第3子以降の保育料または給食費(副食費)は無償**です。

※別居でも、保護者が仕送りしているなど生計を一にしていると認められる場合があります。

●ひとり親減免

ひとり親家庭で①世帯の市民税所得割額が77,101円未満である、かつ、②児童扶養手当もしくは障害年金または遺族年金を受給している場合、保育料または副食費の減免対象となります。

該当する人は、「保育料ひとり親家庭減免申告書」を提出してください。

●障害者減免

障害者手帳を持っている人(もしくは障害基礎年金を受給している場合も含む)が同一世帯におり、市民税所得割額が77,101円未満の場合、保育料または副食費の減免対象となります。

該当する人は、「保育料障害者減免申告書」を提出してください。

<参考>ひとり親減免または障害者減免を適用した場合の保育料

	第1子(標準時間)	第1子(短時間)	第2子
第3階層	5,000 円	3,750 円	0 円
第4階層	5,600 円	4,350 円	
第5・6階層	6,700 円	5,600 円	

D. 保育料等の算定にあたっての注意点

●市民税が確認できない場合

保育料は一旦最高額で決定しますので、すみやかに下記の手続きを行ってください。

- ① 税の申告をされていない人は、市民税課や税務署において、所得や控除等の状況が分かるように申告し、申告書(控)の写しを提出してください。
- ② 令和7年1月1日時点で四日市市に住民登録がなかった人や四日市市外で納税されている人は、令和7年度の市町村民税額課税証明書、市町村民税額の決定通知書、納税通知書のいずれかを提出してください。
- ③ 該当期間において居住実態が海外にあった場合、その期間中の収入がわかる書類(給与明細、源泉徴収票等)を提出してください。

●市民税・所得税の修正申告をした場合

所得税または市民税の修正申告をした場合は、すみやかに保育幼稚園課にご連絡ください。また、修正申告の内容は修正申告した月の翌月の保育料等から反映しますのでご了承ください。

●世帯構成が変わった場合

保育料等はご家族等の様々な状況を踏まえ決定します。婚姻、離婚、転入、転出、転居等で世帯構成に変更があった場合は、すみやかに保育幼稚園課にご連絡ください。

●婚姻関係にないパートナーと同居している場合

同居している婚姻関係にないパートナーは、原則保育料等の算定対象となります。世帯分離をしている場合でも、住民票上の住所が同一である場合、同居とみなします。

E. 支払方法について

利用する施設	支払先	支払方法
公立保育所(保育料・給食費) 公立認定こども園(保育料・給食費) 私立保育所(保育料)	四日市市	原則、口座振替（振替日は毎月月末） ※『口座振替依頼書』に必要事項を記入の上、金融機関の窓口にご提出ください。 ※12月のみ25日が振替日となります。振替日が休業日の場合は翌営業日となります。
私立保育所(給食費) 私立認定こども園(保育料・給食費) 地域型保育事業	各施設	各施設にご確認ください。

※原則、『口座振替依頼書』を提出した日の翌月以降より、口座振替が開始されます。それまでは納付書払いとなります。

※保育料や給食費は、申請いただいた代表保護者あてに請求いたします。万が一、納期限までにお支払いが難しい場合は、保育幼稚園課までご相談ください。

滞納状況が改善されない場合、差押え等の滞納処分を行う可能性があるだけでなく、保育施設の利用調整等に際して、不利になる場合があります。

【参考】令和7年度四日市市保育料基準額表（月額）

納入義務者の属する世帯の階層区分			上段：標準時間保育認定児の保育料 下段（）内の金額：短時間保育認定児の保育料	
階層 区分	定義		年齢区分（４月１日時点）	
			０～２歳児	３～５歳児
第１	生活保護受給者等		０ (0)	保育料は無償です。 ただし、給食費や延長保育料などについては、無償化の対象外（＝有償）となります。 ※世帯によっては、 給食費のうち副食費について 免除となる場合があります。
第２	市町村民税非課税世帯		０ (0)	
第３	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ)		11,000 (8,500)	
第４	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	４８，６００円未満	12,200 (9,700)	
第５		４８，６００円以上 ５８，８００円未満	15,600 (13,100)	
第６		５８，８００円以上 ９７，０００円未満	26,400 (23,900)	
第７		９７，０００円以上 １３３，０００円未満	35,900 (33,400)	
第８		１３３，０００円以上 １６９，０００円未満	41,900 (39,400)	
第９		１６９，０００円以上 ２３５，０００円未満	47,600 (45,100)	
第１０		２３５，０００円以上 ３０１，０００円未満	52,000 (49,500)	
第１１		３０１，０００円以上	58,500 (56,000)	
① 入所児童と生計を一にする兄弟であって、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主 導型保育事業、家庭的保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理 治療施設、居宅訪問型児童発達支援を利用しているものが１名いる場合 ⇒ <u>第２子目は、基準額×０．５（第２階層の場合は０円）</u> ② 入所児童と生計を一にする兄弟が２名以上いる場合 ⇒ <u>第３子目以降は、０円</u> ※別居でも、保護者が仕送りしているなど、生計を一にしていると認められる場合があります。				

よくあるご質問 Q&A

【入所（園）に関すること】

Q1 育休復帰での入所希望ですが、いつまでに復職したらいいですか？

A 1日入所の場合は当月の26日まで、16日入所の場合は次月の11日までに育児休業を取得している事業所へ復職する必要があります。ただし、4月1日入所の場合はGW明け（5月7日）までの復職となります。

Q2 申し込み時点で住民票が市外にあります、申込みはできますか？

A 申請できます。申請書の住所記載欄に、転入前の住所と転入予定の住所（決定している場合）をそれぞれ記入してください。

なお、入所決定後、入所日までに転入できない場合、入所決定は取り消しとなります。

Q3 満1歳なのですが、1歳児から入所可能な保育施設への申込みはできますか？

A 1歳の誕生日以前の直近の1日もしくは16日の入所から申請可能です。
（例：令和7年7月14日生まれの場合、令和8年7月1日から満1歳として入所可能です。
その場合、令和8年度と令和9年度は1歳児クラスでの保育となります。）

Q4 施設見学には行った方がいいですか？

A 可能な限り、お子さまと一緒に見学に行くことをおすすめします。見学の際は、事前に施設へご連絡をお願いします。なお、利用調整において見学の有無による優劣はありません。

Q5 郵送で申請できますか？

A 郵送での申請は受付しておりません（地区市民センターでの申請も受付不可）。
1次受付期間（9月中旬～末日）については、申請書類を第1希望の保育施設まで持参してください。また、2次受付期間（10月～1月下旬）や途中入所受付期間においては、保育幼稚園課まで持参してください。年度途中入所申請においてはオンラインも可能です。

Q6 育休を要件に新規申請できますか？

A 0～2歳児は、育児休業を要件とした新規申請はできません。復職する前提での申請となります。ただし、3歳児以上の新規申請は可能です（年度内復帰しない場合、減点あり）。

Q7 入所結果を住民票以外のところに送付してもらえますか？

A できません。住民票の住所へ代表保護者宛に送付いたします。引っ越しや離婚等により住所や代表保護者が変更になる場合は、速やかに保育幼稚園課へ届け出を行ってください。

Q8 育児休業の延長対象となるのはどのような場合ですか？

A 育児休業延長に関するお問い合わせは、勤務先や勤務先所在地の公共職業安定所（ハローワーク）へお願いします。延長するにあたって「保育利用保留通知書」が必要な場合は、保育幼稚園課にご連絡ください。8ページ参照。

Q9 保育施設への入所が決定していたが、辞退した場合、次回調整において不利になりますか？

A 辞退した年度内においては、不利になりません。ただし、10月入所の調整以降に辞退された場合は、次年度入所の利用調整にて、待機児童としての加点の対象外となります。

Q10 入所ができなかった場合、毎月申請しないといけないですか？

A 一度申請されたら、年度内は自動的に利用調整を行うため、毎月の申請は不要です。ただし、令和9年4月以降の入所を希望する場合は、別途申込みが必要です。
また、希望施設変更等、申込み内容に変更がある場合は、書類の提出が必要です。

Q11 保育施設（２号枠）と幼稚園やこども園の教育認定枠（１号枠）の併願はできますか。

A 併願は可能です。しかし、公立園の教育認定枠の審査において、保育認定枠との併願をしている場合、優先度が低くなりますのでお知りおきください。

Q12 年度内に転園できますか？

A 在園児の年度内の転園申請は、一度、在籍施設の退園手続きを行った上で、再度入所申請を行う必要があります。よって、調整結果によっては在籍園に戻れず、どこの施設にも通えなくなる可能性があります。転園を希望される場合は４月（１次）での申請を推奨します。

Q13 他市区町村の認可保育施設を申し込みしたいのですが、どうしたらいいですか？

A 里帰り出産や他市区町村に就労先がある場合などは、申し込みできる場合があります。窓口は四日市市保育幼稚園課になります。ただし、四日市市内の保育施設の申請と兼ねることはできませんのでご注意ください。申し込み時期など詳細は、希望する市区町村へご確認ください。

Q14 保育料はいくらになりますか？

A 入所決定後、市より送付する保育料決定通知をご確認ください。事前に知りたい場合は、市町村民税所得割額が分かるものをご準備していただき、保育幼稚園課へお問い合わせください。保育料の基準表については１４ページを参照してください。

【申請書類に関すること】

Q15 同居の祖父母についても就労証明書等は必要ですか？

A 祖父母が６５歳未満の場合は必要となります。また、就労以外の保育事由に該当する場合は、診断書などの証明書類が必要となります。
世帯分離していても同一住所の場合は、同居として取り扱いますのでご注意ください。

Q16 保護者が個人事業主の場合は何を提出すればよいですか？

A 就労証明書に加えて、開業届や確定申告書の写しなど補足資料を提出してください。就労証明書につきましては、ご自身で記入してください。

Q17 申請後の利用希望施設の変更は可能ですか。

A 可能です。変更の際は「保育施設入所希望届」を保育幼稚園課まで提出してください。１次受付期間中の変更の場合、１２月２４日（水）まで、２次受付期間や年度途中での変更の場合、各受付期間の最終日まで提出してください（必着）。また、年度途中の変更の場合、６ページ、１７ページにあるＱＲコードからオンライン申請することもできます。

Q18 父が単身赴任をしています（予定も含む）。何を提出すればよいですか？

A 別添の就労証明書の単身赴任期間の欄を就労先で記入してもらってください。もしくは公共料金の利用明細など単身赴任先が分かる資料を就労証明書に添付してください。

Q19 離婚していますが、元配偶者の就労証明書等の書類は必要ですか？

A 住所が別の場合は、必要ありません。住所が同じ場合は、同居とみなすため必要となり、保育料等の算定対象となります。

Q20 離婚を考えている場合、父母の就労証明書は両方提出が必要ですか？

A 父母の住民票が別で、離婚調停中の場合は、裁判所の期日通知書の写しを提出していただければ、配偶者の証明書は不要となります。ただし、離婚調停中でない、または調停中であってもそれを証明する書類が提出できない場合、父母ともに証明書が必要です。

提出前に以下の内容をご確認ください！

入園・入所申込書の確認

☐ 保育施設への見学等を行いましたか。

可能な限り施設見学されることをおすすめします。

☐ 希望する施設は送迎可能な範囲ですか。

☐ 希望する施設の入所可能年齢を確認されましたか。

0歳児の場合は入所可能な月齢を満たしていますか。

☐ 育休復帰を予定している人は、復帰日に合わせた入所希望日になっていますか（例：6月27日復帰の場合、6月16日入所）。

☐ 育休復帰に伴う予約申込みの場合、希望する施設に地域型保育事業を記入していませんか（地域型保育事業は予約申込みできません）。

☐ 育休復帰を予定している人は、入所申請書のコピーを取りましたか。

☐ 裏面も含めて記入もれはありませんか。

添付書類の確認

☐ 保育を必要とする事由を証明する書類はすべてそろっていますか。

両親だけでなく、祖父母の書類も必要になる場合があります。

☐ 就労証明書の記入もれはありませんか。

〔参考〕 就労中・内定の場合の記入例：25ページ

育休からの復職の場合の記入例：27ページ

☐ 自営業の方は、就労証明書とあわせて、

開業届や確定申告の写しもそろっていますか。

〔参考〕 就労証明書の記入例：25ページ（※備考欄）